

太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを 担保する制度に関する詳細検討③

2019年10月29日
資源エネルギー庁

1. 外部積立てに関する論点

(1) 発電事業者が倒産した場合への対応

(2) 積立金の管理機関のガバナンス等

(3) 特定契約との関係

2. 内部積立てに関する論点②

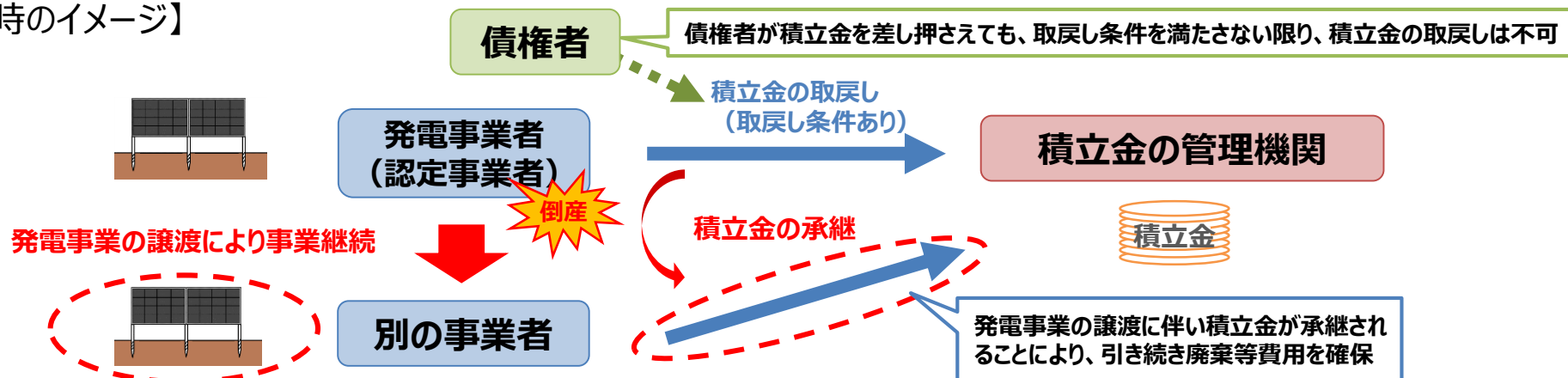
**3. 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会
の議論を踏まえて補足的に検討すべき事項**

4. 施行時期

発電事業者が倒産した場合への対応

- 発電事業者（認定事業者）が倒産した場合や、売電収入が差し押さえられた場合に、**廃棄等費用に充てるための積立金や売電収入が債権者に回収されてしまい**、資金確保が確実に行われないのではないかと懸念がある。
- 前回まで、**積立金の取戻し条件について**御議論いただいた。積立金については、**太陽光発電設備の全部又は一部を交換・廃棄する場合**にのみ取り戻すことが可能であるところ、**認定事業者が倒産した場合**であっても、**債権者は、取戻し条件を満たさない限り、積立金を取り戻すことはできない**。このため、積立金は、太陽光発電設備が交換・廃棄されるまで確保されることとなるのではないかと。
- また、認定事業者が、**廃棄等費用の積立て前や積立て途中で倒産**する場合も考えられるが、第3回における金融機関からのヒアリング資料によれば、**発電量低下や不具合等を主要因とするデフォルト案件はほとんど無い**とのことであり、認定事業者が倒産したとしても、**発電事業自体は他の事業者へ譲渡され、継続されることが多い**と考えられる。FIT制度では、**事業計画に対する認定がなされており、発電事業を譲渡する場合には事業計画の変更が必要**であるところ、発電事業が譲渡されれば、これに伴って**積立金も譲渡先の認定事業者へ承継される**ことになるため、認定事業者が積立て途中で倒産した場合にも、廃棄等費用が継続して確保されることになるのではないかと。
- なお、発電事業の継続自体が困難な場合としては、大規模災害等が考えられるが、こうした場合、その時点までの積立金のほか保険等により対処したり、災害廃棄物処理に係る規律が適用されることが想定される。

【倒産時のイメージ】

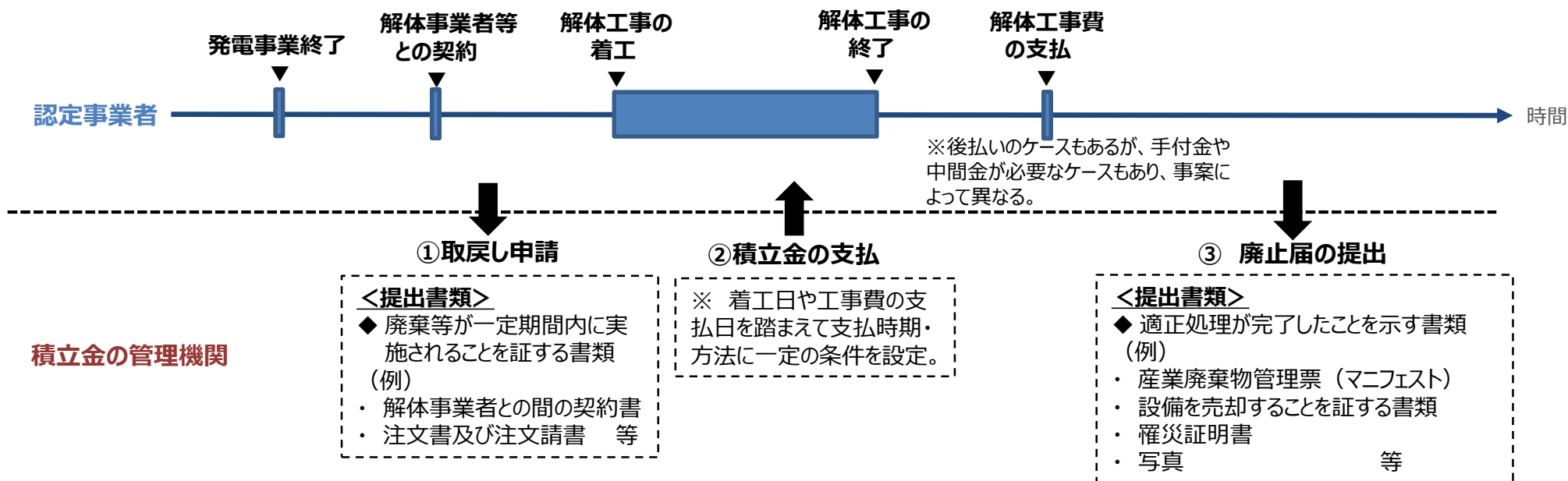


(参考) 積立金の取戻し条件 (前回までに御議論いただいた内容)

- 積立金の取戻し条件について、第4回及び第5回で、以下の点について大きな異論なく取りまとめられた。
 - 廃棄処理が確実に実施されると見込まれる資料の提出を求めることや、積立金の流用を防止するための措置を併せて講じること
 - FIT調達期間中は、原則、積立金の取戻しを認めないこと。ただし、発電事業を終了または縮小する場合には、廃棄されるパネルが一定値を超える場合には、その割合に応じて積立金の取戻しを認めること
 - FIT調達期間終了後も発電事業を継続する際には、事業を完全に廃止する場合だけではなく、事業の継続過程で太陽光発電設備の一部を交換・廃棄するような場合にも、交換・廃棄されるパネルが一定値を超える場合には、その割合に応じて積立金の取戻しを認めること
 - 法令の規定に基づき発電事業者（認定事業者）以外の者が廃棄処理を実施した場合に代わりに積立金を取戻せるように措置すること

【積立金取戻し業務のイメージ】

第4回太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ資料1より抜粋



1. 外部積立てに関する論点

(1) 発電事業者が倒産した場合への対応

(2) 積立金の管理機関のガバナンス等

(3) 特定契約との関係

2. 内部積立てに関する論点②

**3. 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会
の議論を踏まえて補足的に検討すべき事項**

4. 施行時期

積立金の管理機関のガバナンス等

- 本制度における廃棄等費用の積立金を管理する機関は、数十万件以上の認定案件について、積立金の管理、取戻し条件の審査といった業務を担うことになる。このため、適正な積立金の管理が確実になされ、かつ、適切に業務運営がなされる必要がある。
- 外部積立てを義務付けている類似の積立金制度において管理主体に対して設けられている規定等を参考に、例えば、区分経理や積立金の運用方法の限定といった積立金管理に係る規定や政府による監督権限など、必要な規定を設けるべきではないか。
- また、円滑な業務運営及び管理運営コストの最小化という観点をふまえると、適正な積立金管理や適切な業務運営がなされることを大前提として確保したうえで、資金管理や書類審査における一部業務について、当該業務を専門とする事業者と委託提携することも有効ではないか。例えば、多数の認定案件の積立金管理が必要であることをふまえれば、金融機関における口座管理の方法なども参考になるのではないか。
- なお、費用負担調整機関は、経済産業大臣による指定法人として費用負担調整業務を行っており、調整業務規程や調整業務に関する事業計画書及び収支予算書について経済産業大臣認可を受ける必要があるなど、政府による一定の監督が及んでいる。外部積立てにおける資金の流れを踏まえれば、現実的には、費用負担調整機関と積立金を管理する機関が同一になることが効率的であり、また、規定としても類似のものが求められるのではないか。

(参考) 外部積立てを義務付けている他の積立金の管理主体のガバナンス等

	原子力環境整備促進・ 資金管理センター	原子力損害賠償 ・廃炉等支援機構	石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構	環境再生保全機構	(参考) 費用負担調整機関
積立金 名称	使用済燃料再処理等積立金 ※法改正により2016年11月に終了	廃炉等積立金	鉱害防止積立金	最終処分場維持管理積立金	—
法人種別	指定法人	認可法人	独立行政法人	独立行政法人	指定法人
法人設立 根拠法	原子力発電における使用済 燃料の再処理等のための積立 金の積立て及び管理に関する 法律	原子力損害賠償・廃炉等支 援機構法	- 独立行政法人石油天然ガ ス・金属鉱物資源機構法 - 独立行政法人通則法	- 独立行政法人環境再生 保全機構法 - 独立行政法人通則法	電気事業者による再生可能エ ネルギー電気の調達に関する 特別措置法
法人設立 方法	経済産業大臣が基準に適合 する法人を指定	法律の規定に基づき設立	法律の規定に基づき設立	法律の規定に基づき設立	経済産業大臣が基準に適合 する法人を指定
事業計画 等	- 資金管理業務規程の経済産 業大臣の認可 - 資金管理業務に関する事業 計画書及び収支予算書の経 済産業大臣の認可 等	- 業務方法書の主務大臣の認 可 - 廃炉等積立金管理業務に関 する事業計画書及び収支予 算書の主務大臣の認可 - 財務諸表の主務大臣による承 認 等	- 業務方法書の主務大臣の認 可 - 中期目標の主務大臣による決 定及び評価／事業計画の主 務大臣の認可 - 財務諸表の主務大臣による承 認／会計監査人による監査 等	- 業務方法書の主務大臣の認 可 - 中期目標の主務大臣による決 定及び評価／事業計画の主 務大臣の認可 - 財務諸表の主務大臣による承 認／会計監査人による監査 等	- 調整業務規程の経済産業大 臣の認可 - 調整業務に関する事業計画 書及び収支予算書の経済産 業大臣の認可 等
監督権限	経済産業大臣による、役員の解 任命令・監督命令・指定の取 消し 等	主務大臣による、理事長及び監 事の任命・役員の解任・監督 等	主務大臣による、法人の長及び 監事の任命・役員の解任・違法 行為等の是正等の命令 等	主務大臣による、法人の長及び 監事の任命・役員の解任・違法 行為等の是正等の命令 等	経済産業大臣による、役員の解 任命令・監督命令・指定の取 消し 等
積立金の 区分経理	使用済燃料再処理等積立金 に係る経理を、一般の経理と 区分して整理	廃炉等積立金に係る経理を、 一般の経理と区分して整理	鉱害防止積立金の管理及び これに附随する業務に係る経 理を、他の経理と区分して整 理	維持管理積立金の管理に係 る経理を、他の経理と区分して 整理	調整業務に係る経理を、他の 経理と区分して整理
積立金の 運用	以下の方法に限定 ①国債その他経済産業大臣 の指定する有価証券の保有 ②銀行その他経済産業大臣 の指定する金融機関への預金 ③信託業務を営む金融機関 への金銭信託	以下の方法に限定 ①国債その他主務大臣の指 定する有価証券の保有 ②主務大臣の指定する金融 機関への預金 ③金銭信託（元本の損失を 補てんする契約があるものに 限る）	以下の方法に限定 ①国債、地方債、政府保証 債その他主務大臣の指定する 有価証券の取得 ②銀行その他主務大臣の指 定する金融機関への預金 ③信託業務を営む金融機関 への金銭信託	以下の方法に限定 ①国債、地方債、政府保証 債等の有価証券の取得 ②銀行等への預金 ③信託業務を営む金融機関 への金銭信託で元本補てんの 契約があるもの	納付金の運用を以下の方法に 限定 ①国債その他経済産業大臣 の指定する有価証券の保有 ②銀行その他経済産業大臣 の指定する金融機関への預金 ③信託業務を営む金融機関 への金銭信託

(参考) 積立金の管理機関のガバナンス等

＜第1回太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおける委員等のご意見＞

- 源泉徴収的な積立では入口としてはコストが低いが、出口の部分は銀行並みの管理・払戻しコストが予想される。
- 積み立てられる金額は膨大であり、投融資を行う際に元本割れを引き起こした場合について整理が必要ではないか。
- 積立金の管理体制について、数十万件の発電事業者の積立金の積立・取崩し業務は、費用負担調整機関が現在行っている数百の電気事業者との月々の資金の収納、交付という業務とはかなり離れた分野の業務であるため、単独で、資金管理ノウハウを有する民間金融機関等との連携を構築していくことは難しい。そうした連携体制作り及び体制の運営についても、具体的な設計、配慮をお願いしたい。
- 厳正さと両立する範囲で、できるだけシンプルな運営でないと、管理費用がかさむことが懸念される。また、かなり長期間にわたる制度となるため、運営コストの負担についても、制度上、しっかりした整備をしていただきたい。

1. 外部積立てに関する論点

(1) 発電事業者が倒産した場合への対応

(2) 積立金の管理機関のガバナンス等

(3) 特定契約との関係

2. 内部積立てに関する論点②

**3. 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会
の議論を踏まえて補足的に検討すべき事項**

4. 施行時期

特定契約との関係

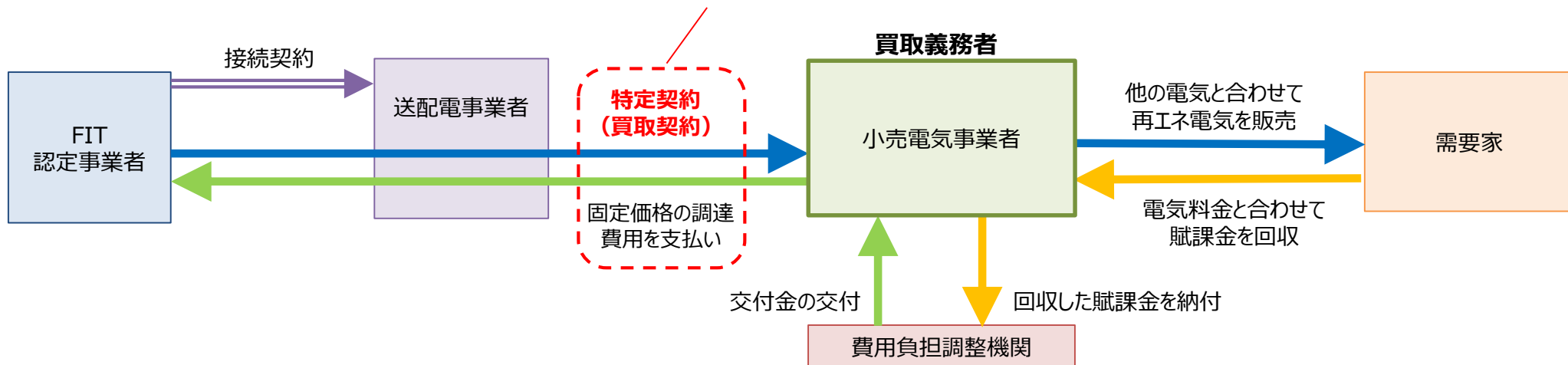
- FIT認定事業者は、買取義務者（送配電事業者又は小売電気事業者）と間で、FIT法に基づく「特定契約」を締結しており、本契約にて電気の調達価格（買取価格）等が定められている。
- 現行法の下で、買取義務者が、調達価格から積立金を源泉徴収的に予め差し引いて支払う場合、FIT認定事業者と買取義務者との間で、①特定契約の契約変更を行うか、または②別途並行して、積立金の支払契約を締結する必要がある。
- 現時点で既稼働の事業用太陽光案件は約50万件あるため、膨大な案件について契約変更等を行うことは、買取義務者にとって大きなコストとなるほか、FIT認定事業者が契約変更等に応じないことにより、積立金の確保ができないリスクがある（契約未変更リスク）。
- 廃棄等費用の確実な確保という本制度の目的からすると、こうした未変更リスクを極力低減させることが必要。このため、例えば、法律に基づき、FIT認定事業者に対して積立金の管理機関への廃棄等費用の積立て義務を課した上で、FIT認定事業者と買取義務者の間で、個別の契約変更等を行わなくとも調達価格の支払と積立金の積立てを相殺的に処理できるような措置を講じることも含めて検討すべきではないか。

(参考) 現行のFIT認定事業者と買取義務者の契約関係

第1回 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ 資料3より抜粋

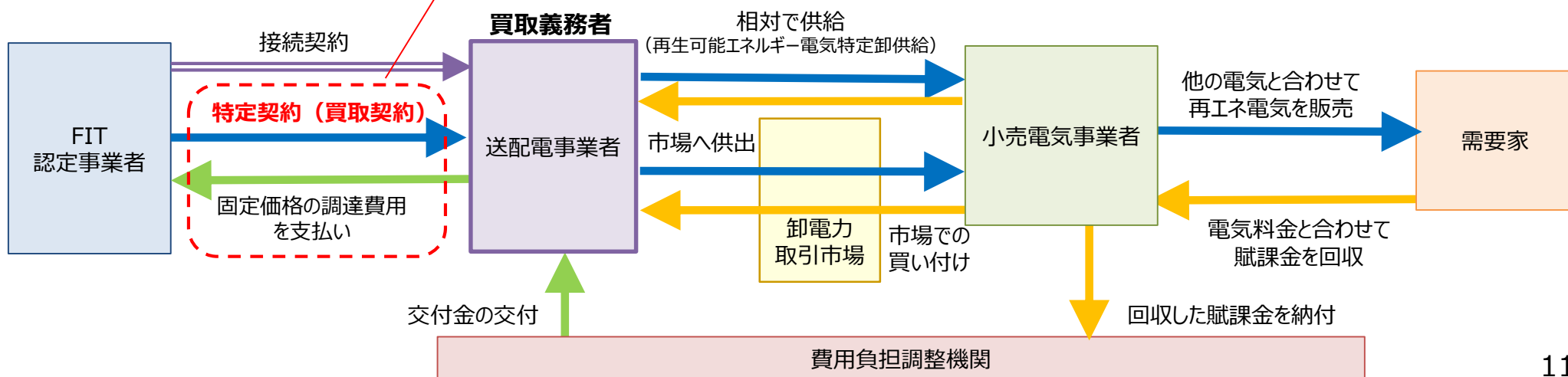
① 小売電気事業者を買取義務者とする場合

小売電気事業者は、「モデル契約書」をベースにした契約を多数締結。



② 送配電事業者を買取義務者とする場合

一般送配電事業者は、送配電買取要綱（「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」）に基づいて契約を締結。



(参考) 特定契約との関係

＜第1回・第3回太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおける委員等のご意見＞

- 特定契約について、個別の契約の再締結が必要条件となると、契約者と会えない、説明しても納得されないなど、契約の未変更リスクがあり、結果として発電事業者間における公平性が担保出来なくなる。公平・公正に対応するのであれば、発電者・買取者双方の事務的な負担やリスクが少なくすることが、制度上のリスク回避にもなる。
(第1回)
- 特定契約の件数は膨大であるため、可能な限り契約の巻き直しが不要な形で対処するのが基本ではある。場合によっては法制度上の手当が難しく、契約の巻き直しも必要となる場合もありえるかもしれないが、少しでも社会コストが低い形になるよう議論していくことが重要。(第1回)
- 契約面について、既存のFIT認定事業者との間での特定契約を変更、あるいは積立契約を新たに、別の形で締結する場合には、多数の認定事業者との交渉や、契約行為が必要となり、その協議コストは膨大になると想定している。(第3回)
- 社会コストを可能な限り低減するためには、特定契約の変更が必要ない制度的対応が望ましい。そうした制度的対応が難しい場合であっても、事業者と買取義務者の協議のプロセスをずっと踏ませるのではなく、FIT認定の取り消しに絡ませる等といった別途の制度的担保の検討が必要と思う。(第3回)

1. 外部積立てに関する論点

(1) 発電事業者が倒産した場合への対応

(2) 積立金の管理機関のガバナンス等

(3) 特定契約との関係

2. 内部積立てに関する論点②

3. 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の議論を踏まえて補足的に検討すべき事項

4. 施行時期

前回御議論いただいた内容と、本日御議論いただきたい内容

＜内部積立て＞

- 長期安定発電の責任・能力があり、外部積立て以上に確実な廃棄等費用の確保がなされるものに限定して、例外的に内部積立てを認める方向性については、前回まとまった。
- 内部積立てを認めるための具体的な条件については、引き続き、本日も御議論いただきたい。

【前回事務局から提示した内部積立ての条件において考慮すべき観点】

- ① 発電設備を長期的に使用できるよう、適切に維持管理されていること。
 - ② 責任ある事業運営がなされていること。

} **長期安定発電の責任・能力**
- ③ 計画的に適切な水準の廃棄等費用が積み立てられ、それが公表されること。
 - ④ 積立て計画及び積立て状況を客観的に把握でき、それが公表されること。
 - ⑤ 積み立てられた費用が他用途に使用されることなく、廃棄処理に確実に使われること。
 - ⑥ 専門的な知見を有する第三者により、積立て状況が確認されていること。

} **確実な資金確保**

【前回事務局から提示した内部積立てを認める場合の条件案（抜粋）】

- 例えば、長期安定的に発電事業が行われる蓋然性が高いことが客観的に認められる事業計画等が立てられていることを前提に、以下 1）～ 5） をすべて満たす案件が考えられるのではないかと。
- 1) FIT認定における事業計画の再エネ発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物に該当する案件
- 2) FIT認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者に該当する案件
- 3) 外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立てが予定されており、その公表に同意する案件
- 4) 各時点（例えば毎年）において、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用が積み立てられており、その公表に同意する案件。ただし、修繕等のために一時的に下回る場合には、翌年までに再び満たせばよい。
- 5) 金融機関または会計士等により定期的（例えば、年 1 回以上）に廃棄等費用の積立て状況について確認されており、資金確保の蓋然性が確認できる案件

内部積立てを認める具体的な条件（電気事業法上の発電事業者）

- 前回事務局から提示した内部積立てを認める条件案のうち、
 - FIT認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者※に該当する案件について、委員から、SPCがFIT認定を受けており、その親会社が電気事業法上の発電事業者の届出をしている場合、きちんと管理できるならば、例外として内部積立てを認めてもよいのではないかというご意見があった。
- FIT法に基づく積立て義務は認定事業者に対して課せられるものであり、指導及び改善命令、報告徴収等といったFIT法上の規律が及ぶ範囲も認定事業者に限られることを踏まえると、内部積立てを認める条件については、基本的には認定事業者自体を基準に判断することが適切であり、認定事業者自身が電気事業法上の発電事業者であることを必要とすべき。
- ただし、認定事業者自身が電気事業法上の発電事業者に該当しない場合であっても、当該FIT認定発電設備が、電気事業法上、他の発電事業者の義務が及ぶことが明確な特定発電用電気工作物※であるときは、同様に扱うことが適切ではないか。

※ 発電事業を営もうとする者は、届出を行う義務がある。発電事業とは、次の①～③の要件を満たす発電設備（「特定発電用電気工作物」）における小売電気事業、一般送配電事業、又は特定送配電事業の用に供するための接続最大電力の合計が1万キロワットを超えるものをいう。

- ①出力が1000kW以上であること
- ②出力の値に占める、小売電気事業等が使用する電力の値の割合が50%を超えること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えるもの）
- ③発電する電気の量（kWh）に占める、小売電気事業等の用に供する電力量が50%を超えると見込まれること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えるもの）

【前回事務局から提示した内部積立てを認める場合の条件案（抜粋）】

- 例えば、長期安定的に発電事業が行われる蓋然性が高いことが客観的に認められる事業計画等が立てられていることを前提に、以下 1）～ 5）をすべて満たす案件が考えられるのではないかと。
 - 1) FIT認定における事業計画の再生発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物に該当する案件
 - 2) FIT認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者に該当する案件
 - 3) 外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立てが予定されており、その公表に同意する案件
 - 4) 各時点（例えば毎年）において、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用が積み立てられており、その公表に同意する案件。ただし、修繕等のために一時的に下回る場合には、翌年までに再び満たせばよい。
 - 5) 金融機関または会計士等により定期的（例えば、年1回以上）に廃棄等費用の積立て状況について確認されており、資金確保の蓋然性が確認できる案件

内部積立てを認める具体的な条件（金融機関又は会計士等による確認）

- 前回事務局から提示した内部積立てを認める場合の条件案のうち、
 - 金融機関または会計士等により定期的（例えば、年1回以上）に廃棄等費用の積立て状況について確認されており、資金確保の蓋然性が確認できる案件
- について、資金確保の蓋然性が適切に確認できるような条件を設定すべきというご意見が多かった。
- 前回いただいた御意見を踏まえると、実効性のある形で資金確保の蓋然性を確認するためには、形式的に廃棄等費用に相当する額の現金・預金等があることを確認することでは不十分と考えられ、事業者の収支の中で廃棄等費用が適切に位置付けられていることや、事業者の財務状況について確認することが必要ではないか。
 - また、事業者間の公平性や条件適否の審査にかかる社会的コストという観点を考慮すると、ヒアリングによってえられた実務上の運用や既存の制度の枠組みを活用しながら、明確な条件を設定することが必要ではないか。

【前回事務局から提示した内部積立てを認める場合の条件案（抜粋）】

- 例えば、長期安定的に発電事業が行われる蓋然性が高いことが客観的に認められる事業計画等が立てられていることを前提に、以下1)～5)をすべて満たす案件が考えられるのではないか。
 - 1) FIT認定における事業計画の再エネ発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物に該当する案件
 - 2) FIT認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者に該当する案件
 - 3) 外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立てが予定されており、その公表に同意する案件
 - 4) 各時点（例えば毎年）において、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用が積み立てられており、その公表に同意する案件。ただし、修繕等のために一時的に下回る場合には、翌年までに再び満たせばよい。
 - 5) 金融機関または会計士等により定期的（例えば、年1回以上）に廃棄等費用の積立て状況について確認されており、資金確保の蓋然性が確認できる案件

内部積立てを認める具体的な条件（金融機関による積立て状況の確認）

- ヒアリング結果によると、金融機関の関与する案件において常に廃棄等費用の積立て状況が確認されているわけではないが、プロジェクトファイナンス案件のように、各費用等の支払のための専用口座を開設し、貸付契約時に定めた充当順位や条件に従った厳格な資金管理が義務付けられ、契約内容によっては、廃棄等のための積立金が専用口座で管理されている案件が存在する。
- 金融機関の関与する上記のような案件については、事業者の一存による積立金の流用は困難であり、一般的に倒産リスクも小さいといえるため、事業者の収支の中で資金確保が可能であることを適切に確認できるといえるのではないかな。
- この場合、情報提供という観点では、専用口座における積立て状況の公表を条件とすることが適切ではないかな。
- また、貸付契約が終了した場合には、以後、金融機関による厳格な資金管理がされなくなるため、貸付契約を終了するタイミングで、その時点での積立金を、遅滞なく積立金の管理機関に積み立てるとともに、外部積立てに移行することを求めるべきではないかな。

(参考) 金融機関との契約に基づく資金管理

- 太陽光発電事業に係る認定事業者と金融機関との貸付契約の中には、契約時の条件に従って厳格な資金管理がされている事例がある。

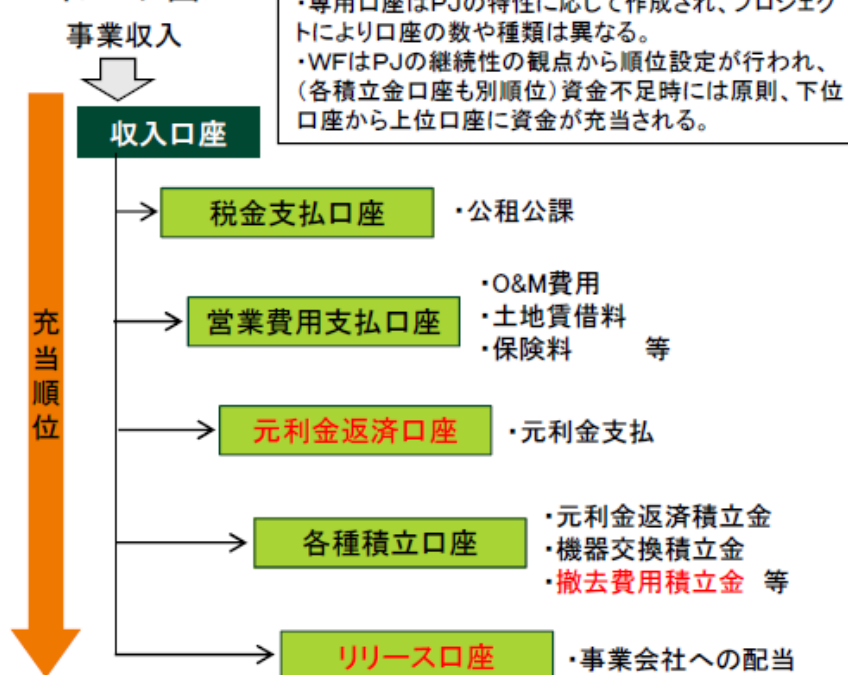
第3回太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ 一般社団法人全国銀行法人提出資料より抜粋

5. ウォーターフォール(WF)による資金管理/コベナンツによるPJ管理

●WFによる資金管理

- ✓ PFは各費用等支払の専用口座を開設し、貸付契約に定めた充当順位や条件(資金不足時の充当順位も定める)に従い資金を管理。(この管理方法をウォーターフォール(WF)と呼ぶ)。
- ✓ 幹事銀行は、事業計画上の予算範囲内且つ決められた使途に充当されることを確認。

《イメージ図》



●コベナンツ(遵守事項)によるPJ管理

- ✓ PFは貸付の前提とした通りにPJが遂行されること、PJに影響を与える事象が発生した際の貸付人への情報提供等を目的として多くのコベナンツを設定している。
- ✓ コベナンツ違反は原則として、期限の利益喪失事由を構成。「書面提出義務」「報告義務」「財務コベナンツ」「作為誓約」「不作為誓約」等。

(参考: 廃棄費用等積立に関連しそうなコベナンツ例)

○借入人の誓約

- ・法令等及び借入人の定款その他の社内規則を順守すること
- ・プロジェクトキャッシュフロー充当規定に従いプロジェクトキャッシュフローを管理し、支払、振替、及び積立を行うこと
- ・プロジェクトキャッシュフロー充当規定に従って、●●●積立金口座、○○○積立金口座、▲▲▲積立金口座、△△△積立金口座、及び■■■積立金口座における必要積立額の積立を行い、その積立金を維持すること

○プロジェクトキャッシュフロー充足規定

- ・撤去費用積立金口座には、本施設の撤去費用の支払いに備えて、(事業計画年次予算に従った)必要積立額に満つるまでの資金が積立てられる
- ・撤去費用積立金口座に預入された資金は、本施設の撤去費用の支払資金として留保するものとし、貸付人の承諾を得た上で、事業計画及び年次予算に従ってこれらの債務の支払いの為に払い出すことができる

・リリース口座への振替の条件

- ①必要積立額が全額積み立てられていること、②～、③～、…

内部積立てを認める条件（会計士により監査された財務諸表の開示）

- 一般に、事業者の財務状況の確認手段としては財務諸表があるところ、例えば、上場されている法人については、投資家保護の観点から上場審査において企業の継続性・収益性や企業経営の健全性等が厳格に確認されており、会計士による監査、情報開示も義務付けられている。また、上場されている法人は、証券市場を通じ、より大きな社会的責任を問われる立場にある。
- このため、認定事業者が上場されている法人であり、かつ、財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されている※¹ 案件については、厳格な基準の下で財務状況が審査されており、このことを外部から確認することが容易であることから、事業者の収支の中で資金確保が可能であることを適切に確認でき、廃棄等の着実な実施を期待できるのではないかと。
- また、再エネ特措法に基づく規律が及ぶ範囲という観点からは、本来、上記のように内部積立てを認める条件は認定事業者自体の適合性を判断するものとすることが適切。他方で、法律の規定による、親子関係にある場合やこれに準じる関係にある場合など、法律上、認定事業者との間で厳格な財務的・組織的一体性が認められる法人については、認定事業者と一体のものとして財務状況を評価することが可能。
- したがって、認定事業者が上場されていなくても、認定事業者との間で法律上、厳格な財務的・組織的一体性が認められる他法人※²（親会社等）が上場されており、当該他法人の財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されている場合には、同様に資金確保の蓋然性があると考えられるのではないかと。

※ 1 資産除去債務等の内訳として、対象となる個別の太陽光発電設備に係る廃棄等費用が計上かつその額が注記事項に明記されている場合に限る。

※ 2 法律上、厳格な財務的・組織的一体性が認められる他法人の例
一 会社法 第二条 三号 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
四号 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

(参考) 東京証券取引所における代表的な上場審査規準 (例)

- 例えば、第一部や第二部における上場審査規準は、以下のとおり。形式要件・上場審査における実質審査基準を通じて、企業の継続性・収益性、企業経営の健全性等が確認されている。

【上場申請の形式要件の例】

	第一部	第二部
(1) 株主数	2,200人以上	800人以上
(2) 流通株式	a. 流通株式数 2万単位以上 b. 流通株式時価総額 10億円以上 c. 流通株式数（比率）上場株券等の35%以上	a. 4,000単位以上 b. 10億円以上 c. 上場株券等の30%以上
(3) 時価総額	250億円以上	20億円以上
(4) 事業活動年数	新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算し、3か年以前から事業活動	
(5) 純資産の額	連結純資産の額が10億円以上（かつ、単体純資産の額が負でないこと）	
(6) 利益の額 又は 時価総額	次のa又はbに適合すること a. 最近2年間の利益の額の総額が5億円以上であること b. 時価総額が500億円以上であること （最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く）	
(7) 虚偽記載 又は 不適正意見等	a. 最近2年間の有価証券報告書等に「虚偽記載」なし b. 最近2年間（最近1年間を除く）の財務諸表等の監査意見が「無限定適正」又は「除外事項を付した限定付き適正」 c. 最近1年間の財務諸表の監査意見が原則として「無限定適正」等	

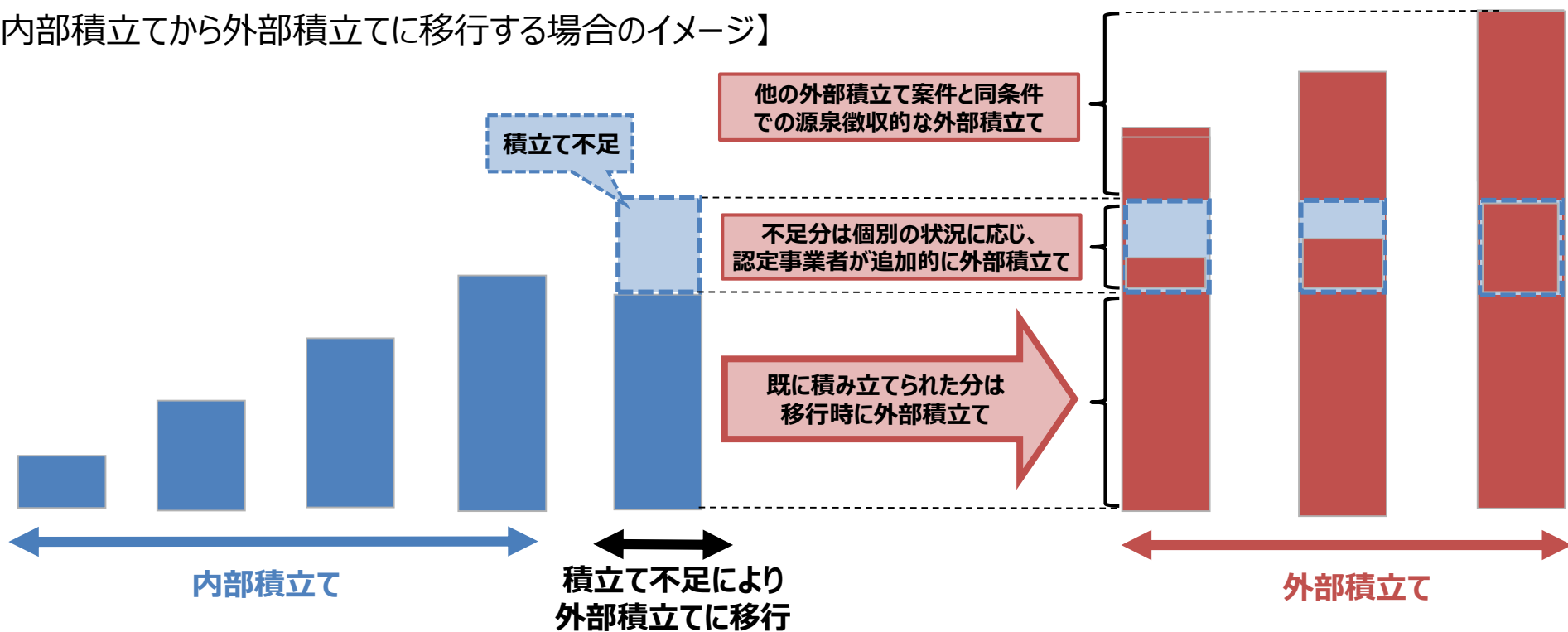
【上場審査における実質審査規準の例】

	第一部・第二部
企業の継続性及び収益性 又は 事業計画の合理性	継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること
企業経営の健全性	事業を公正かつ忠実に遂行していること
企業のコーポレートガバナンス及び内部管理体制の有効性	コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること
企業内容等の開示の適正性	企業内容の開示を適正に行うことができること

内部積立てから外部積立てへ移行する場合の取扱い

- 内部積立ての条件を満たしていた事業者が、内部積立ての条件を満たさなくなる場合には、外部積立てに移行し、他の外部積立て案件と同じ条件で、源泉徴収的な外部積立てが開始することになる。
- その際、内部積立てが認められていた期間に積み立てられた積立金については、積立金の管理機関での外部積立てに移行することを求めるべきではないか。
- さらに、移行する積立金が外部積立てをしていた場合に積み立てるべき額と比べて不足する場合には、その不足分について、追加での外部積立てを求めるべきではないか。その際、できるだけ早期に不足分の積立てが可能となるよう、事業継続が可能な範囲で、調達期間内において個別の状況に応じた条件を設定してはどうか。この際、買取義務者が個別の源泉徴収額を設定することは実務上困難なため、認定事業者に対し、不足分については積立金の管理機関へ直接積み立てることを義務付けることが合理的ではないか。

【内部積立てから外部積立てに移行する場合のイメージ】



内部積立てを認める場合の条件（全体像）

- **長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等**を作成し、これを**公表**すること
 - 長期安定発電を促すため、例えば、以下のような事項を記載した**事業計画を作成**させ、**これを公表**することを求めているかどうか。
 - ・ 調達期間終了後における**再投資や発電事業継続に関する事項**
 - ・ 長期安定的な発電事業の継続に向けた**地域との共生に向けた取組に関する事項** 等
- 以下①～⑥を**すべて満たしていること**
 - ① **FIT認定における事業計画の再エネ発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物※¹に該当**すること
 - ② **FIT認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者※²に該当**すること。ただし、認定事業者自身が発電事業者に該当しない場合でも、当該FIT認定発電設備が、電気事業法上、他の発電事業者の義務が及ぶことが明確な特定発電用電気工作物※²であるときも含む。
 - ③ **外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立てが予定されており、その公表に同意**すること
 - ④ **定期報告（年1回）のタイミングにおいて、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用が積み立てられており、その公表に同意**する案件。ただし、修繕等のために一時的に下回る場合には、原則1年以内に再び満たすこと
 - ⑤ 以下の i 又は ii のとおり、**金融機関または会計士等により廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認**されていること
 - i. **金融機関との契約により、各費用等の支払のための専用口座が開設され、貸付契約時に定めた充当順位や条件に従った厳格な資金管理が義務付けられており、廃棄等のための積立金が専用口座で管理されていること**
 - ii. **a) 認定事業者が上場されている法人であり、かつ、財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されていること**

又は
b) 認定事業者と法律上、厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人が上場されており、かつ、当該他法人の財務諸表の中で発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記されていること
 - ⑥ **上記①～⑤の要件を満たさなくなる場合に、遅滞なく積立金を外部に積み立てることに同意**していること

※¹ 現行制度では、50kW以上の案件

※² 発電事業を営もうとする者は、届出を行う義務がある。発電事業とは、次の①～③の要件を満たす発電設備（「特定発電用電気工作物」）における小売電気事業、一般送配電事業、又は特定送配電事業の用に供するための接続最大電力の合計が1万キロワットを超えるものをいう。

① 出力が1000kW以上であること

② 出力の値に占める、小売電気事業等が使用する電力の値の割合が50%を超えること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えるもの）

③ 発電する電気の量（kWh）に占める、小売電気事業等の用に供する電力量が50%を超えると見込まれること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えるもの）

(参考) 各条件についての考え方

- **長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を作成し、これを公表すること**

- 調達期間終了後も発電事業の継続を意識した計画を作成、公表してもらうことが、長期安定発電の促進という原則からは適切ではないか。

- **以下の①～⑥を全て満たしていること**

- ① **FIT認定における事業計画の再エネ発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物に該当すること**

- 電気事業法上の保安規程の届出、主任技術者の選任、事故報告等の対象であり、長期的に発電設備の使用を継続できるような適切な維持管理がなされると客観的に考えられるのではないか。

- ② **FIT認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者に該当すること**

※認定事業者自身が発電事業者該当しない場合でも、当該FIT認定発電設備が、電気事業法上、他の発電事業者の義務が及ぶことが明確な特定発電用電気工作物であるときも含む。

- 電気事業法上の発電事業者には、電力広域的運営推進機関への加入、供給計画の届出、発受電月報等の報告等の義務があり、法令を順守する内部管理体制、責任ある事業運営、適正な廃棄処理がなされると客観的に考えられるのではないか。

- ③ **外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立てが予定されており、その公表に同意すること**

- 外部積立て以上に廃棄等費用が確保される積立て計画が客観的に把握できるのではないか。

- ④ **定期報告（年1回）のタイミングにおいて、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用が積み立てられており※、その公表に同意すること。ただし、修繕等のために一時的に下回る場合には、原則1年以内に再び満たすこと。**

- 外部積立て以上に廃棄等費用の計画的な積立て状況が確認でき、修繕等の再投資も機動的に実施しやすくなるのではないか。

- ⑤ **金融機関または会計士等により廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認されていること**

- 専門的知見を有する第三者によって、積立て状況が確認されていることが客観的に把握できるのではないか。

- ⑥ **上記①～⑤の要件を満たさなくなる場合に、遅滞なく積立金を外部に積み立てることに同意していること**

- 上記の要件を満たさなくなる場合には、外部積立てを求めることにより、確実に積立金を確保することができるのではないか。

(参考) 内部積立てに関する論点①

＜第5回太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおける委員等のご意見＞

- 条件が緩くなったという印象。条件の5)だけが実際のハードルになるのではないか。それとも柔軟性を高めたのか。件数が増えすぎるのは心配。管理コストの観点ではどうか。
- コーポレート・ファイナンスのケースでは、その積立てがどのプロジェクトを対象としているのか、どのようにそのプロジェクトのためのお金と証明するのか分からないという問題もある。
- 内部積立てを認める条件は、数が減るかではなく、きちんと積立てがされるかがポイント。確認直前に一時的に資金を積み立てて、すぐに取り崩すようなことも想定される。金融機関や会計士に確認を求めるとしても、何を確認させるかを明確にすべき。
- FIT認定事業者が電気事業法上の発電事業者に当たるかどうかについて、SPCがFIT認定を受けており、親会社が電気事業法の届出をしている場合、きちんと管理できるのであれば、内部積立てを認めてもよいのではないか。
- 内部積立て条件の3)や4)は事業者の計画なので、何をどこまで公開するのが重要。
- 内部積立て条件を満たさなくなった場合に外部に移行させるというのは必須。その場合に、既に内部積立てしたお金も含めて外部積立にしてもらうことが必要。
- 内部積立ての条件5)について、資金がきちんと確保されていることを会計士なりが確認することは、実効性の確保が難しい。通帳を決めて積立てを確認しても、お金に色はないので、その会社が実質的に債務超過の場合もあり得る。そのため、通帳に一定金額あることにはあまり意味がなく、会社の財務状況を把握する必要がある。5)の条件に加えて、貸借対照表の正しさ、会計士の法定監査を受けていることを求めるべきではないか。
- 発電事業者の立場として、内部積立の方がフレキシブルに対応できるということ、金融機関との契約関係で外部積立に変更するはコストが掛かるということから、一定の場合に内部積立てを認めてほしいとお願いしてきた。条件3)、4)の積立て水準が絶対となると、契約変更に影響する。適切なプランかどうかというそもそもの問題はあるが、それだけをもって現状の計画を否定されることは厳しい。

＜備考＞

- 1) FIT認定における事業計画の再エネ発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物に該当する案件
- 2) FIT認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者に該当する案件
- 3) 外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立てが予定されており、その公表に同意する案件
- 4) 各時点において、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用が積み立てられており、その公表に同意する案件。ただし、修繕等のために一時的に下回る場合には、翌年までに再び満たせばよい。
- 5) 金融機関または会計士等により定期的（例えば、年1回以上）に廃棄等費用の積立て状況について確認されており、資金確保の蓋然性が確認できる案件

(参考) 内部積立てに関する論点②

第5回太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ資料1より抜粋

＜第1～4回太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおける委員等のご意見＞

- 内部積立ては、柔軟に資金が運用でき、再投資がしやすく、FIT 期間終了後も引き続き事業を行っていくモチベーションにもなる。(第1回)
- 内部積立ての例外について、地域とのトラブルは、事業者の規模の大小を問わず起きている。むしろ大きいからこそ心配されている面もあるため、規模の大小では判断できない。(第1回)
- 自社土地で行っている発電事業には資産除去債務の会計基準が適用されず、財務諸表にも計上されないため、例えば上場企業なら大丈夫、とはいえないのではないか。(第1回)
- 外部積立ての例外に関する審査について、膨大な件数の案件をどう確認していくのかについては、実務的なハードルの高さを感じる。
- プロジェクトファイナンス中は、銀行がチェックしているため、廃棄費用の積立ては大丈夫だというのは、一部正しいが、事業者が倒産した場合は通常、廃棄費用も含めて債権者が取っていくことになる。(第2回)
- プロジェクトの全資産を担保している目的を考えると、事業者の倒産時は、基本的には事業譲渡が前提であり、そのためにも厳格な資金管理が行われる。そのため、倒産した場合のリスクは残るものの、厳格な資金管理をもって内部積立を認めてもよいと考える。(第3回)
- プロジェクトファイナンスの案件について、廃棄費用の積立てが口座として特定できる場合もあれば、そうでない場合もある。廃棄費用の金額についても、一定の目安はあるものの、必ずしも一律ではない。(第2回)
- プロジェクトファイナンスが終わってからの資金管理は別に考える必要があります、例えば内部積立を行った資金を外部積立へ移行すること等も考えなければならない。また、資金管理の程度も案件によって様々である。(第3回)

＜WG立上げ後の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会における委員等のご意見＞

- 不安の高まりへ対応するためのものであり、内部積立についてはあまり緩くならないようにすべき。(第15回)
- 基本は外部積立てにすべきだが、内部積立てが認められるものはファイナンス面で有利になるため、その分、アグリゲーションするなどの条件を付けるべきである。(第17回)

外部積立て・内部積立ての概要比較（全体像）

● これまでの御議論をふまえ、本制度における外部積立てと内部積立ての考え方の概要を整理すると以下。

	外部積立て	内部積立て
廃棄処理の責任	● 積立ての方法・金額にかかわらず、 <u>最終的に排出者が廃棄処理の責任を負うことが大前提</u>	
積立て主体	● <u>認定事業者</u> （ただし、内部積立てについては、P22 ⑤ ii. b）の条件を満たす場合に一部例外あり）	
積立て金額水準・単価	● <u>調達価格の算定において想定されている廃棄等費用</u>（ただし、入札案件は当該入札回の最低落札価格を基準に調整） ● 発電量（kWh）ベース ※ 実際の廃棄処理で不足が発生した場合は事業者が確保	● <u>調達価格の算定において想定されている廃棄等費用と同水準（認定容量（kW）ベース）以上</u> ※ 実際の廃棄処理で不足が発生した場合は事業者が確保
積立て時期・期間	● <u>調達期間終了前の10年間</u>	● <u>外部積立てと同じか、より早い時期</u>
積立て回数	● <u>調達価格の支払・交付金の交付と同頻度</u> （現行制度では月1回）	● <u>定期報告（年1回）</u> により廃棄等費用の積立て状況を確認
積立金の使途・取戻し	● <u>調達期間終了後は、上記のほか、太陽光パネルを交換して発電事業を継続する際にも取戻しを認める</u> ● <u>調達期間中は、発電事業を終了・縮小する場合のみ、取戻しを認める</u>	● 基本的に、外部積立てと同じ場合のみ、取崩し ● <u>修繕等で資金が必要な場合の一時的な使用を認めるが、原則、1年以内に再び基準を満たす積み増しが必要</u>
積立金の確保・管理	● <u>積立金の管理機関（費用負担調整機関）に外部積立て</u> ● <u>積立金の管理機関が適正に積立金を管理</u> ● <u>事業者の倒産時も、積立金の取戻し条件は維持されるため債権者は任意に取り戻せず、事業譲渡時には積立金も承継する</u> ● 積立て状況は公表	● <u>積立て主体が、使途が限定された預金口座又は財務諸表に廃棄等費用を計上することにより確保</u> ● <u>金融機関との契約による口座確認又は会計監査等による財務状況の確認</u> ● <u>内部積立条件を満たさなくなるときは、遅滞なく積立金を外部に積立て</u> ● 積立て状況は公表

1. 外部積立てに関する論点

(1) 発電事業者が倒産した場合への対応

(2) 積立金の管理機関のガバナンス等

(3) 特定契約との関係

2. 内部積立てに関する論点②

3. 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の議論を踏まえて補足的に検討すべき事項

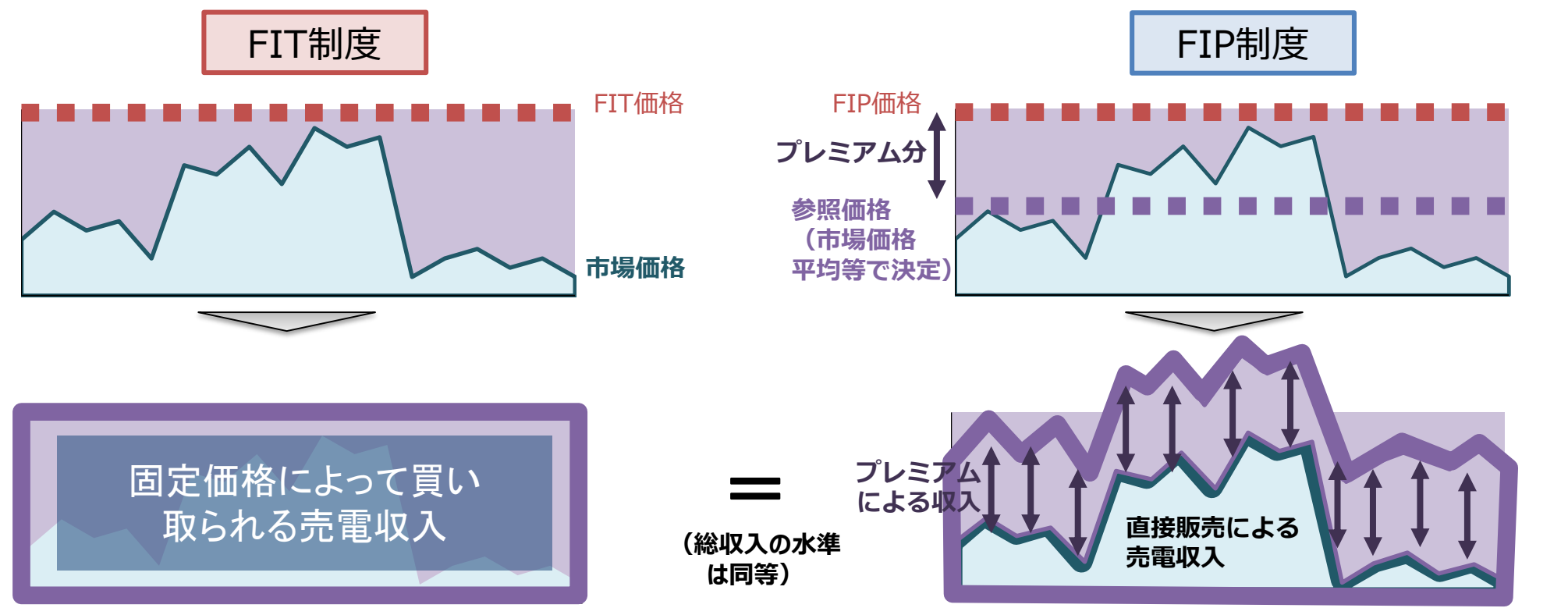
4. 施行時期

再エネ主力電源化制度改革小委における新制度の検討

- 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会では、大規模太陽光等の競争力ある電源への成長が見込まれる電源（競争電源）について、FIT制度からの自立化に向け、①投資インセンティブの確保、②市場への統合という方向性の下、欧州等で導入が進んでいるFIP（Feed in Premium）という仕組みを念頭に、市場への統合を図っていく新制度の検討が進められている。

<FIP制度について>

第1回 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 資料4より抜粋



FIT制度では、FIT価格（固定価格）で必ず買い取られることで、将来、コスト見合いの発電収入が強固に予見可能なことにより、投資インセンティブを確保している。

FIP制度では、①発電した電気を卸市場や相対取引で自由に売電し、②そこに、「あらかじめ決めたFIP価格と参照価格の差（＝プレミアム）× 売電量」の収入を上乗せする仕組み。市場での売電収入を超えるプレミアムを受けることを通じて、投資インセンティブが確保される。

再エネ主力電源化制度改革小委の議論を踏まえて補足的に検討すべき事項

- 新制度においては、再エネ発電者は、発電した電気を卸電力市場や相対契約等で自由取引による売電対価を受け取り、加えて、定められた1kWh当たりのFIP価格（基準価格）と市場参照価格の差をプレミアムとして発電した電気の対価として受け取る方向で検討されている。
 - ※ FIT制度においては、再エネ発電者は、定められた1kWh当たりの調達価格を、買取義務者である小売電気事業者または送配電事業者から、発電した電気の対価として受け取っている。
- 新制度はFIT制度とは異なるものの、FIT制度と同様に国民負担によってプレミアムが賄われるのであれば、事業用太陽光発電について、放置・不法投棄の懸念に対処するためにも、FIT認定案件同様、①原則として積立金の管理機関が源泉徴収的に積立てを行う方法による外部積立てを求め、②長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる事業者に対しては内部積立ても認める、という方向を軸に検討してはどうか。
- なお、新制度のスキームによっては、支給されるプレミアムが少額になることにより、FIT制度と同様の手法では、適切な金額水準の廃棄等費用を積み立てられない可能性もある。このため、新制度の詳細設計の動向をふまえながら、太陽光発電設備の廃棄等費用が適切に確保されるような方法に調整していくことが重要ではないか。

(参考) 電源の特性に応じた制度構築：競争電源と地域活用電源

第1回 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 資料3より抜粋（一部加工）

- 再生可能エネルギーが**主力電源**になるためには、将来的にFIT制度等による政策措置がなくとも、**電力市場でコスト競争に打ち勝って自立的に導入が進み**、規律ある電源として**長期安定的な事業運営が確保**されなければならない。他方、再生可能エネルギーには、地域の活性化やレジリエンス強化に資する面もあることから、**地域で活用される電源としての事業環境整備も重要**。
- そこで、再生可能エネルギーの活用モデルを大きく以下の2つに分類し、**それぞれの「将来像」に向けた制度や政策措置の在り方を検討していく**。

主力電源たる再生可能エネルギーの将来像（イメージ）

①競争力ある電源への成長が見込まれる電源（競争電源）

- ✓ 発電コストが低減している電源（大規模太陽光、風力等）は、**FIT制度からの自立化に向け**、競争力のある電源となるよう、**電源ごとの案件の形成状況を見ながら、市場への統合を図っていく新たな制度を整備する**。
- ✓ 適地偏在性が大きい電源は、**発電コストとネットワークコストのトータルでの最小化**に資する形で、迅速に系統形成を図っていく。

「市場への統合」の新制度を検討

②地域で活用され得る電源（地域活用電源）

- ✓ **需要地近接性のある電源や地域エネルギー資源を活用できる電源**については、レジリエンス強化等にも資するよう、**需給一体型モデルの中で活用していく**。
- ✓ **自家消費や地域内における資源・エネルギーの循環を前提に、当面は現行制度の基本的な枠組みを維持しつつ**、電力市場への統合については電源の特性に応じた検討を進めていく。
- ✓ 地域における共生を図るポテンシャルが見込まれるものとして、エネルギー分野以外の適切な行政分野と連携を深めていく。

「地域活用」の仕組みを検討

1. 外部積立てに関する論点

(1) 発電事業者が倒産した場合への対応

(2) 積立金の管理機関のガバナンス等

(3) 特定契約との関係

2. 内部積立てに関する論点②

3. 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の議論を踏まえて補足的に検討すべき事項

4. 施行時期

施行時期

- 積立ての時期については、一律に調達期間の終了前10年間での積立てとする方向性で前回取りまとめられた。FIT制度開始後に太陽光発電事業を開始した案件について確実な積立てを実施するためには、遅くとも、FIT制度開始から10年後、すなわち2022年7月には本制度を開始することが必要である。
- また、多数の認定事業者の積立金を厳格かつ適正に管理する必要があることから、積立金の管理機関等におけるシステム開発その他の体制整備のため、制度設計から施行までに十分な準備期間が必要ではないか。加えて、既に稼働中の案件も多いところ、積立てを義務化することによる事業計画への影響も考慮して、認定事業者に対して混乱が生じないよう、新たな制度に係る十分な周知期間を確保することも重要ではないか。
- 以上の点を考慮し、太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度の施行時期については、2022年7月までの適切な時期に制度を施行することとしてはどうか。